

「「船員法第百十七條の三の国土交通大臣が定める危険物又は有害物」の一部を改正する告示案について」に関する意見募集についての結果について

令和 5 年 7 月 31 日
国土交通省海事局

「「船員法第百十七條の三の国土交通大臣が定める危険物又は有害物」の一部を改正する告示案について」について、令和 5 年 5 月 19 日（金） から令和 5 年 6 月 19 日（月）までの期間、広く御意見を募集しました。 その結果、本件に関して 1 件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を以下の表のとおりまとめましたので公表いたします。

御意見の概要	考え方
1. 「液化天然ガス以外の危険物又は有害物については、これらを燃料として使用する船舶の就航の見込みが生じた段階で追加することとされていた」と記載されているが、どの場でそのような意思決定がなされたのか明らかにされたい。	1. 本告示の制定当時、将来どのような燃料を使用する船舶が就航するかどうか不明であったことから、当時の制度所管課の政策判断として、低引火点燃料を燃料として使用する船舶の就航の見込みが生じた段階で告示を改正し、追加することとされたものです。
2. 「今般、日本国内において液化天然ガス以外の危険物又は有害物を燃料として使用する低引火点燃料船を就航させる動きがある」と記載されているが、当該「動き」の具体的事例を示されたい。	2. 外航を中心に LNG 燃料船のほか、今回規定した低引火点燃料を燃料とした船舶の造船や就航が見込まれていることを受けて、その航行に際して危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格が必要となる燃料を告示改正により追加することとしました。

皆様方の御協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。